

(頭書)

(物品用)

契 約 書 (案)

収 入
印 紙

1 契 約 件 名 Microsoft365 Apps ライセンス

2 品 質、形 状、寸 法、数 量 等 仕 様 書 の と お り

3 履 行 場 所 福 岡 市 中 央 区 天 神 一 丁 目 8 番 1 号

4 履 行 期 間 令 和 7 年 8 月 1 日 から
令 和 7 年 8 月 1 日 まで

5 契 約 金 額

		十 億			百 万			千			円
--	--	-----	--	--	-----	--	--	---	--	--	---

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 _____ 円

6 契 約 の 保 証
(該 当 す る も の に)

発注者が指定する契約の保証

(1) 金銭的保証 (2) 免除

受注者が選択する金銭的保証の種類

※上記(1)が指定された場合に以下のいずれかを選択

契約保証金 有価証券 (利付国債又は地方債)

金融機関の保証 履行保証保険

7 契 約 成 立 に 当 た っ て の 福 岡 市 議 会 の 議 決 の 要 否 必 要 不 要
(該 当 す る も の に)

上記に関し、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。
この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令 和 7 年 月 日

発注者 福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市

福岡市長 高 島 宗 一 郎

印

受注者 所 在 地

商号又は名称

代表者役職氏名

印

(頭書)

(物品用)

契 約 書

収 入
印 紙

1 契 約 件 名

2 品 質、形 状、寸 法、数 量 等 別 表 の と お り

3 履 行 場 所

4 履 行 期 間 議 決 の 日 か ら
令 和 年 月 日 ま で

5 契 約 金 額

		十 億			百 万			千			円
--	--	-----	--	--	-----	--	--	---	--	--	---

う ち 取 引 に 係 る 消 費 税 及 び 地 方 消 費 税 の 額 _____ 円

6 契 約 の 保 証
(該 当 す る も の に ☑)

発 注 者 が 指 定 す る 契 約 の 保 証

(1) 金 銭 的 保 証 (2) 免 除

受 注 者 が 選 択 す る 金 銭 的 保 証 の 種 類

※ 上 記 (1) が 指 定 さ れ た 場 合 に 以 下 の い ず れ か を 選 択

契 約 保 証 金 有 価 証 券 (利 付 国 債 又 は 地 方 債)

金 融 機 関 の 保 証 履 行 保 証 保 険

7 契 約 成 立 に 当 た っ て の 福 岡 市 議 会 の 議 決 の 要 否 必 要 不 要
(該 当 す る も の に ☑)

上 記 に 関 し、発 注 者 と 受 注 者 は、各 々 の 対 等 な 立 場 に お け る 合 意 に 基 づ い て、別 添 の 条 項 に よ っ て 公 正 な 契 約 を 締 結 し、信 義 に 従 っ て 誠 実 に こ れ を 履 行 す る も の と す る。
こ の 契 約 の 証 と し て 本 書 2 通 を 作 成 し、当 事 者 記 名 押 印 の 上、各 自 1 通 を 保 有 す る。

(仮) 令 和 年 月 日

発 注 者 福 岡 市 中 央 区 天 神 一 丁 目 8 番 1 号
福 岡 市
福 岡 市 長 高 島 宗 一 郎 印

受 注 者 所 在 地
商 号 又 は 名 称
代 表 者 役 職 氏 名 印

別紙「個人情報・情報資産取扱特記事項」

1 基本的事項

受注者は、この契約に基づき業務を実施するに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）、福岡市情報セキュリティに関する規則（平成23年福岡市規則第51号）及び情報セキュリティ共通実施手順その他関係法令を遵守し、個人情報及び情報資産の機密性、完全性、可用性を損なうことのないよう、個人情報及び情報資産を適正に取り扱わなければならない。

特に個人情報については、法第66条第2項において、受注者に行政機関等と同様の安全管理措置が義務付けられていることから、その保護の重要性を認識し、適正に取り扱わなければならない。

2 定義

(1) 個人情報

法第2条第1項に規定する個人情報をいう。

(2) 情報資産

次に掲げるものをいう。

- ・ネットワーク、情報システム及びこれらに関する設備、電磁的記録媒体
- ・ネットワーク及び情報システムで取り扱う情報（OAソフトウェアで取り扱われるファイルを含む）並びにそれらを印刷した文書
- ・ネットワーク及び情報システムに関連する文書

(3) 機密性

情報の利用を認められた者だけがその情報を利用することができることをいう。

(4) 完全性

情報が破壊、改ざん又は消去されていないことをいう。

(5) 可用性

情報の利用を認められた者が、必要な場合に中断されることなく、情報を利用することができることをいう。

3 秘密保持

受注者は、業務に係る個人情報並びに情報資産及び情報資産に関する情報を他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

4 従業者の監督等

受注者は、その従業者に業務に係る個人情報及び情報資産を取り扱わせるに当たっては、当該個人情報及び情報資産の安全管理が図られるよう、次に掲げる事項を周知し、その他必要かつ適

切な監督を行わなければならない。

- ・業務に係る個人情報及び情報資産について、その適正な取扱い及び機密性、完全性、可用性の維持に必要な事項を遵守すること。
- ・個人情報を正当な理由なく利用したり、他人に提供したり、盗用した場合、法に規定する罰則が適用される場合があること。
- ・上記の各事項は、業務に従事中のみならず、従事しなくなった後も同様であること。

5 作業場所の制限

受注者は、定められた履行場所以外で業務に係る個人情報及び情報資産を取り扱ってはならない。ただし、福岡市（以下「市」という。）の書面による承認があるときは、この限りではない。

6 収集に関する制限

受注者は、業務の実施に当たって個人情報を収集するときは、この契約の目的を達成するため必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

7 使用及び提供に関する制限

受注者は、業務以外の目的のために業務に係る個人情報及び情報資産を利用し、又は第三者へ提供してはならない。ただし、市の書面による承認があるときは、この限りではない。

8 安全確保の措置

受注者は、業務に係る個人情報及び情報資産の適切な管理のために、市が求める個人情報保護及び情報セキュリティの体制を備えるとともに、その他必要な措置を講じなければならない。

9 複写、複製又は加工の制限

受注者は、業務に係る個人情報及び情報資産が記録された文書、電磁的記録等を複写、複製又は加工してはならない。ただし、市の書面による指示又は承認があるときは、この限りではない。

10 委託の制限

受注者は、業務に係る個人情報及び情報資産については、自ら取り扱うものとし、第三者に当該個人情報及び情報資産の取扱いを委託してはならない。ただし、市の書面による承認があるときは、この限りでない。なお、市の承認により第三者に委託する場合は、当該第三者に対して、契約書及び特記事項に規定する個人情報及び情報資産の取扱いの義務を遵守させるものとする。

11 業務終了時の返還、廃棄等

受注者は、この業務が終了し、又は解除されたときは、業務に係る個人情報及び情報資産を、市の指示に従い、市に返還し、若しくは引き渡し、又はその廃棄、消去等を行わなければならない。なお、

廃棄又は消去等をしたときは、廃棄又は消去等を行った旨の証明書を提出しなければならない。

12 報告及び監査・検査の実施

市は、受注者における業務に係る個人情報及び情報資産の取扱いの状況について、契約内容の遵守を確認するため、定期的に書面による報告を求め、必要に応じて監査又は検査をすることができる。

13 事故等発生時の報告

受注者は、個人情報及び情報資産の機密性、完全性、可用性を損なう、又は損なうおそれのある事故並びに欠陥及び誤動作を発見したときは、直ちに市に報告し、市の指示に従わなければならない。

14 事故等発生時の公表

市は、個人情報及び情報資産の機密性、完全性、可用性を損なう事故等が発生した場合、市民に対して適切な説明責任を果たすために必要な当該事故等の情報の公開を行うことができる。

15 契約の解除及び損害の賠償

市は、受注者がこの特記事項の内容に違反したときは、この契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。この場合において、受注者に損害を生じることがあっても、市はその責めを負わないものとする。